

環境倶楽部「しまえっこ」 規約

<名称>

第1条 本団体は、環境倶楽部「しまえっこ」と称する。

<設立>

第2条 本団体は平成13年12月26日を設立日とする。

<目的>

第3条 本団体は、環境についての勉強、及び清掃活動などボランティア活動への主体的
で
積極的な参加を目的とする。

<会計>

第4条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。
なお、年度始めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

<会費>

第5条 会費は、一人当たり年額500円とし、新年度4月中に徴収することとする。
但し、年度途中に参加したものは入会后1ヶ月以内に納入することとする。

<役員>

第6条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は1年とし、年度当初に開催する定
例
会議において改選する。ただし再任を妨げない。

- 1) 部長1名…本団体を代表する。
- 2) 副部長1名…部長を補佐し、部長に事故等あるとき若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計1名…会計事務を処理する。

<決議>

第7条 本規約の定めない事項については全部員の多数決により決する。

<改廃>

第8条 本規約は、全部員の多数決により改廃される。

附則

この規約は、平成13年12月26日から施行する。

この規約は、一部を改訂し、平成28年4月27日から適用する。